



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社戸上電機製作所
代表者名 代表取締役社長 戸上 信一
(コード番号 6643 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 伊東 学
(TEL 0952-24-4111)

「内部統制システム構築の基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては、下線で示しております。

記

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、社会の一構成員として、コンプライアンスがコーポレート・ガバナンスの基本であるとの強い認識を持ち、法令・定款はもとより、「戸上グループ企業行動憲章」並びに「戸上グループコンプライアンス規定」を誠実に遵守し、社会規範を尊重した事業活動を行う。

その実効性を確保するため、内部監査室は、法令・定款その他規定類と照合しながら各部門の管理体制及び業務プロセスの適法性・適切性について監査し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告するとともに、管理本部、総合企画部と連携し、適宜コンプライアンスに関する社内広報、社員教育活動等を行う。

また、「戸上グループ内部通報規定」に基づき、ホットライン機能を設け、法令上疑義のある行為等について、全取締役及び監査役並びに使用人が一切の不利益を被ることなく内部通報を行える体制を整え、顧問弁護士と緊密な連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規定に従って文書または電磁的媒体（以下、文書等という）として記録し、保存する。

また、全取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、コンプライアンス、環境問題、災害、品質、海外での生産・販売等に起因する様々な損失の危険を想定し、未然防止策に努める。

経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合、あるいは発生の蓋然性が高い場合は、直ちに担当取締役を責任者とする危機対応組織を編成し、社外関係者（顧問弁護士、他）への相談を含め、迅速な対応を行う。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、それぞれ取締役会を適宜開催するほか、当社の全取締役及び各部の部長によって組織された運営会を週単位で開催し、効率的な職務執行及び取締役間の執行監視を行う。この運営会には常勤監査役も毎回出席し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの観点から、職務執行の監視を行う。

また、中期経営計画を職務執行の基本とし、計画に対する実績の検証を定期的実施するとともに、状況に応じて中期経営計画そのものの見直しを行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社統括担当取締役は、グループ各社に対し、「戸上グループ企業行動憲章」並びに「戸上グループコンプライアンス規定」の遵守を徹底するとともに、内部統制に係る体制を整備するよう指導する。また、グループ各社は内部統制に係る担当者をそれぞれ配置し、当社内部監査室と連携を図りながら、グループ全体としての管理体制及び業務プロセスの適法性・適切性を確保する。

なお、グループ各社の業務執行については、事業内容の独自性と経営の効率性の観点から、各社の自主性を最大限尊重するものとし、グループ各社は、事業に関する定期的な報告とは別に、緊急度・重要度に応じて適宜当社と協議、報告等を行う。

さらに、当社及び子会社は、「戸上グループ企業行動憲章」の精神に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、不当要求等には一切応じず、組織全体として毅然たる態度で臨む。

6. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法並びに「戸上グループ企業行動憲章」に基づき、財務報告の信頼性を維持向上させることが重要な社会的責務であるとの認識のもと、財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制を整備し、運用する。

また、その有効性を定期的に評価し、継続的な改善を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現時点では取締役から独立して監査役を補助する使用人は置かないが、監査役が求めた場合には、取締役と監査役で協議の上、内部監査室に所属する使用人の中から監査役を補助すべき者を指名する。

指名された使用人が監査役の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は監査役に委譲されるものとし、取締役からの独立性を担保する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社並びにグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反事項、ホットラインへの通報状況、その他コンプライアンス上重要な事項等について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

また、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会、定例の運営会その他の会議に出席し、重要な意思決定のプロセスを日常的に把握するとともに、必要に応じ、業務執行状況について取締役及び使用人から個別に説明を求めることとする。

また、監査役は、当社会計監査人である新日本有限責任監査法人並びに当社顧問弁護士と情報交換を行い、適宜助言を仰ぎ、監査の実効性を確保する。

なお、監査役が職務の執行につき生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以上